

企業の「水」リスクへの取り組み —地球環境ガバナンスの実践例として—

産業研究所 准教授 市川 顕

1990年代以降、グローバル化についての議論が盛んになる一方で、世界経済の持続的発展を制約する問題としての「地球的問題群」についての認識も深まりつつある。例えば唐沢は、「地球環境、エネルギー、食糧、人口などの諸問題」¹、布施は「安全保障、南北問題および地球環境に関する問題群」²、岡部は3E+FP（つまり環境、エネルギー、経済、食糧、人口）を挙げている³。しかしこれらの諸問題を俯瞰してみると、それはすべて水資源問題と多かれ少なかれ関連していることに気づく。まさに千賀の言うように、水資源問題は21世紀の地球危機と基底部で関係している⁴のである。

このようなリスクとしての水資源問題の重要性は、国際社会でも十分に認知されている。例えばWorld Economic Forum(2011)では、世界が直面する10のリスクのなかに、気候変動（1位）、台風・サイクロン（5位）、地政学的衝突（7位）、洪水（9位）、水の安全保障（10位）と5つもの水資源関連のリスクが含まれる⁵。さらに、水・食糧・エネルギーの問題は相互に関連させて解決を模索すべき⁶であるとし、政府・企

業・地域社会がこれらの問題の関連性に留意しながら、直接的・間接的なリスク⁷を認識・回避する必要性を指摘している。ここにおいて、政府や地域社会のみならず、企業もまた「水」リスク管理に取り組む必要性が生じている。

『季刊企業リスク』2013年1月号では、特集「水」リスクとその対策」を組み、興味深い論文を掲載している。達脇論文（達脇恵子(2013)「水」リスクとは」季刊企業リスク 2013年1月号 pp.26-28）は、水資源が途上国の経済成長と地球温暖化の影響によって悪化している現状を踏まえて、そのビジネス上のリスクとして①事業継続に関わるリスク（サプライチェーン全体を通じた水リスク）、②運用・調達コスト増加のリスク（水資源の乏しい場所での操業は水にかかるコストが増加するリスクを負うこと）、③法規制リスク（水資源の乏しい地域の政府・行政機関が取水制限などの法的手段に出るリスク）、④レピュテーション・リスク（水資源が乏しい場所で水利用を行い操業する場合、地域住民や当該問題を扱う

¹ 唐沢(2002), p.18.

² 布施(2003), p.220.

³ 岡部(2001), p.81.

⁴ 千賀(2007), p.182.

⁵ World Economic Forum(2011), p.44.

⁶ Ibid., p.7.

⁷ Ibid., p.28.では、政府のリスクとしては、経済発展の停滞・政情不安・農地の減少・エネルギー安全保障への驚異、地域社会のリスクとしては飢饉および貧困レベルの上昇・環境破壊の増加・食糧および水の不足・食糧価格の上昇、企業のリスクとしては輸出規制・資源価格の上昇・商品価格の不安定・エネルギーおよび水への規制、が指摘されている。

NGOなどと衝突するリスク)、が存在することを指摘する。

その上で、岡本論文と野崎・奥村・吉原論文(岡本光信(2013)「水」リスクと日本企業の取り組み」季刊企業リスク 2013年1月号 pp.29-37 および野崎麻子・奥村剛史・吉原有理奈(2013)「水」リスクへの海外企業の取組事例」季刊企業リスク 2013年1月号 pp.38-40)では、このような「水」リスクへの日本と海外の企業の取り組みを明らかにする。詳細は本文を参照頂きたいが、ここで興味深いことは、これらの企業が川上(つまり原材料生産)における水資源保全のみならず、川下(消費者とのパートナーシップ)における水資源保全をも重視していることである。例えばリーバイ・ストラウス社はジーンズの洗濯回数を週に1回ではなく週に2回にするよう Twitter や Facebook を通じた啓発活動を行っているし、ユニリーバ社は自社の洗剤で洗濯を行う場合にすすぎを一回にするよう、著名人などを起用した宣伝や民間活動団体との協力を通じて、活動を行っているという。

World Economic Forum Water Initiative(2011)を引くまでもなく、水資源

問題は21世紀最大の地球的問題群のひとつであるといつてよい。企業がこのような水資源リスクに対して、自社の生産過程のみならず、サプライチェーン全体、さらには消費者を巻き込んだ節水活動を行っていくことが今まさに求められている。水資源の保全という目標に向かって、企業を中心とした多アクターによる取り組みは、地球環境ガバナンスのひとつの実践例としてもっと注目されてよいだろう。

【参考文献】

- 岡部敬一郎(2001)「環境と私の生きた半世紀」三橋規宏(2001)『地球環境と企業経営—環境経営をリードする経済人たち—』東洋経済新報社 pp.80-99。
唐沢敬(2002)「グローバル経済化と地球的問題群—金融・資源・環境が絡む危機の構造—」唐沢敬(2002)編『越境する資源環境問題』日本経済評論社 pp.3-26。
千賀裕太郎(2007)『水資源管理と環境保全』鹿島出版会。
布施勉(2003)「人類の共同財産原則」とオーシャン・ガバナンス」太田宏・毛利勝彦(2003)編著『持続可能な地球環境を未来へ—リオからヨハネスブルグまで—』大学教育出版 pp.217-234。
World Economic Forum(2011), *Global Risks 2011: An Initiative of the Risk Response Network*, 6th Edition, (Geneva, World Economic Forum).
World Economic Forum Water Initiative(2011), *Water Security: The Water-Food-Energy-Climate Nexus*, (Washington D.C., Island Press).

地方分権と地方税

経済学部教授 前田高志

平成 25(2013)年 12 月 12 日に決定された自民党と公明党の平成 26 年度財政改正大綱によれば、地方自治体間の財政力格差是正のために地方法人住民税の一部（5800 億円）を国が吸い上げ(国税・地方法人税の創設)、財政力の弱い自治体に配分する仕組みが導入される。11 月に総務省地方財政審議会の有識者検討会（地方法人課税のあり方等に関する検討会）も法人住民税の一部を交付税財源に組み入れ、税収の豊かな地方公共団体から乏しい団体への地域間再配分を強化する旨の報告書を公表していたが、こうした動きの背景には現在の地方税制の下では地方公共団体間に大きな財政力格差が存在し、その是正が求められていたことがある。平成 5 (1993)年の衆参両院の「地方分権の推進に関する決議」から始まった地方分権改革への取り組みはこの 20 年間で必ずしも目に見える大きな成果をあげていないが、その原因かその象徴なのかはともかく、本来、権限委譲とセットで検討されるべき地方財源の拡充は積極的に進められてきているとは言い難い。地方分権を担うべき地方自治体の財源拡充が曖昧なまま、地域経済の疲弊は地域間の税収格差をいっそう深刻化させ、国から地方への権限委譲と税財源移譲が一体的に行われなところか、地方税の国税への付け替えという逆方向の改正となったのは皮肉なことである。

『日経グローバル』211号(2013.1)の特集「地方分権改革、首長に聞く」では日本経済新聞社産業地域研究所が全国の知事、市区長を対象に行ったアンケート調査結果

から、多くの首長達が権限移譲に期待しつつも財源なき権限拡大に危機感を抱いていること、また地方税財政の見直しへの期待が強い一方で人口規模の小さな団体を中心に税源移譲よりも地方交付税制度の拡充を望む声も少なくないこと等を明らかにしている。その意味では有識者検討会や税制改正大綱が示す方向は税源格差に配慮しながら財政力に欠ける自治体を中心に財源の強化を図るのは現実的なものである。しかも、再配分の財源が、偏在度がとくに強く、しかも最も景気の影響を受けやすい法人住民税（法人税割）であれば尚更のことといえる。

税収偏在の問題の重要性については、堀場勇夫・宮原勝一・舟島義人「地方税の変動と偏在性」(『税研』167号、2013年1月)が制度改正ではなく税収の所得弾性値の大きな法人課税が税収の変動性と偏在の原因になっていることを検証している。地方法人税や法人住民税の交付税財源化と同じ方向を示すのが、林宏昭「事業税の地域間配分に関する一考察」(『関西大学経済論集』62巻3号、2012年12月)である。そこでは、法人住民税とともに道府県税の基幹税であり、税収偏在の大きな要因となっている法人事業税について、県境をまたぐ企業（分割法人）に係る税収分割基準と県内法人の偏在とによって税収偏在が拡大している分析結果を示し、県内純生産に基づく都道府県間の清算の制度を提案している。

しかし、税財源の偏在の是正は重要な課題であるその一方で、地方分権は財政を含

めた地方の自立でもあらねばならないのであって、総務省も地方公共団体も本来は偏在が少なく安定した税源を国から地方に移譲することが地方分権に相応しい地方税制のありかたと考えてきたはずである。国から地方への思い切った税源移譲が実際に容易でないとするのであれば、現行の制度の枠組みを大きく変えないままの地方の課税自主権の拡充はどうか。この視点から示唆を与えてものとして、川崎一泰「固定資産税を活用した地域再生ファンドの可能性」(『ゆうちょ資産研究・研究助成論文集』19号、2012年10月)は固定資産税を都市再開発の特定財源化することで地価上昇＝税収増収をめざすT I Fの仕組みの、現実妥当性を検証するシミュレーションを試み

ていることで興味深い。同じく、深澤英司「地方における独自減税の本質ー」(『レファレンス』62巻12号、2012年12月)や諸外国の先行事例研究を通して、地方税減税と地域経済再生の可能性についての論点整理を行っている。

地方分権に相応しい地方税制の構築は地方分権の実現の条件であり、また、地方分権そのものを具現するものでもある。国税と地方税の本格的な再構成をめざしつつ、現実的な地方税収の拡充のために、いまの枠組みの下で何ができるかを探る研究も同時に進められる必要があることを、本稿でとりあげた諸論文から読み取ることができる。

消費増税をめぐって

経済学部教授 前田高志

本稿執筆の時点であるが与党の平成 26 年度税制改正大綱が決定され、新年度からの税制改正がほぼ固まった。消費増税によって社会保障財源の拡充と財政健全化への道筋をつけ、企業減税によってデフレからの脱却をめざすということが今回の税制改正の基本的考え方であるが、前者の視点について、中里透「社会保障・税一体改革と財政健全化—税制抜本改革法附則第 18 条をめぐる議論を中心に—」(『租税研究』759 号、2013 年 1 月)は、消費増税の税率引上げを決めた「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的改革を行うための消費増税法の一部を改正する等の法律」(平成 24 年 8 月成立)の附則第 18 条に着目し、その第 2 項の消費増税の増収が財政の機動的対応が可能になるという文脈からは消費増税の社会保障財源化の実質的な意味に疑問を呈し、他の多くの論者も指摘するところであるが、国の「中期財政フレーム」が謳う平成 32 年度のプライマリーバランス均衡化が 10%への消費増税率引上げでも実現しないことを強調する。そして、消費増税に伴う種々のリスクに鑑み、税率引上げのタイミングを慎重に考えるべきこと(これは既定であるが)、財政健全化を確実に進めるため政府の歳出へのコミットメント明確化と政策決定過程の透明性確保が重要であることが論じられている。

ところで、従来の消費増税をめぐるところで、従来の消費増税をめぐるところではその負担の逆進性をもって消費増税の致命的な欠陥とする主張も少なくなかった。し

かし、今回の消費増税に際しては、担税力に応じた負担の公平という観点よりも、むしろ低所得層家計への負担＝個人消費への影響というマクロの視点からの批判がより強かったように思われる。消費増税が実際に所得階層別にどのような負担構造になっているのかについて最新のデータを提供してくれるのが橋本泰之「逆進性対策の再検討」(『税研』167 号、2013 年 1 月)である。検証結果は同種の他の研究に示された結果と逆進性緩和策に関する論及はほぼ同じであるが、本論文の特徴は年齢階層別の負担構造を明らかにし、消費増税負担をライフタイムで捉えることの重要性を示唆しているところであろう。ちなみに橋本氏は『会計検査研究』41 号(2010)掲載論文「消費増税の逆進性とその緩和策」他で生涯所得に対する消費増税の(生涯)負担が比例的であることを検証している。負担の公平から消費増税をみると、逆進性は垂直的公平の視点からの問題となるが、そもそも公平な負担とは何か。水平的な負担の公平や世代間の公平、さらには負担「感」にまで立ち戻って論点整理をする際には、藤巻一夫「所得税と消費増税の特徴に関する比較評価について(下)」(『税経通信』68 巻 3 号、2013 年 2 月)が有用である。

消費増税の増税という家計への負担のみが論じられることが多いが、もう一つ忘れてはいけないのが納税義務者の納税に係る負担(納税協力費)である。例えば軽減税率の導入がこの納税義務者の負担を増やす

ことはさておき、そうした納税コストへの配慮から設けられている事業者免税点制度と簡易課税制度については制度の「副作用」としての益税の問題が（税率引上げによって）いっそう深刻となる。課税の公平や税収ロス、影の補助金としての益税の問題を解決することが喫緊の課題であるが、川端康之「事業者免税点制度と簡易課税制度」（『税研』167号、2013年1月）は問題の全体像を概観する上で参考になる。